

公立大学法人島根県立大学事務局規程

令和3年4月1日

規程第99号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則(平成19年規則第2号。以下「規則」という。)第41条に基づき、事務局に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職の設置)

第2条 事務局に勤務する職員の職は、次の表に掲げるところによる。

職員の区分		職	
1	一般職給料表の適用を受ける職員	公立大学法人島根県立大学職員給与規程(平成19年規程第23号。以下「職員給与規程」という。)別表第3の(2)の表の職務の欄に掲げる職	
2	任期付事務職員等給料表の適用を受ける職員	事務	主事、主任主事
		司書	司書、主任司書
		保健	看護師、保健師、主任看護師、主任保健師
		施設管理	施設管理技師、主任施設管理技師
		情報	情報主事、主任情報主事
		キャリアアドバイザー、地域コーディネーター	キャリアアドバイザー、地域コーディネーター、主任キャリアアドバイザー、主任地域コーディネーター
3	非常勤職員(日々雇用される職員を除く。)	嘱託職員	
4	島根県からの派遣職員	(1) 職員給与規程別表第3の(2)の表の職務の欄に掲げる職 (2) 企画幹、主幹、企画員 (3) 司書 主任司書 (4) 看護師、主任看護師	

(事務局の基本的所掌事務)

第3条 規則第35条第3項の表に掲げる企画調整課、総務課及び財務課の基本的な所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法人及び浜田キャンパスの経営、企画、広報に関すること
- (2) 法人及び浜田キャンパスの人事、労務、財務、会計に関すること
- (3) その他次項各号に掲げるもの以外で、法人及び浜田キャンパスの運営に関すること

2 規則第35条第3項の表に掲げる教育研究支援部の基本的な所掌事務は、次のとおりとする。

る。

- (1) 教育及び研究の支援に関すること
 - (2) 規則第 28 条に定める魅力化推進本部に関すること（教育研究に関することに限る）
 - (3) 規則第 32 条に定める指定委員会の事務に関すること（浜田キャンパスに属するものに限る。）
 - (4) 規則第 37 条に定める、しまね地域国際研究センターの事務に関すること
- 3 規則第 35 条第 3 項の表に掲げる出雲キャンパス事務部の基本的な所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 庶務に関すること（出雲キャンパスに属するものに限る。以下次号及び第 3 号において同じ。）
 - (2) 財務及び会計に関すること
 - (3) 規則第 32 条に定める指定委員会の事務に関すること
 - (4) 規則第 38 条に定める看護栄養交流センターの事務に関すること
- 4 規則第 35 条第 3 項の表に掲げる松江キャンパス事務部の基本的な所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 庶務に関すること（松江キャンパスに属するものに限る。以下次号及び第 3 号において同じ。）
 - (2) 財務及び会計に関すること
 - (3) 規則第 32 条に定める指定委員会の事務に関すること
 - (4) 規則第 39 条に定めるしまね地域共生センターの事務に関すること
（事務分掌表の作成）

第 4 条 前条に定めるもののほか、事務局長は、毎年度、課及び室ごとの事務分掌を定め、事務分掌表を作成するものとする。

（その他）

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、事務局に勤務する職の設置に関する規程（平成 19 年規程第 10 号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。